

亀山市告示第83号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、同条第10項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成30年4月12日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 変更があった地縁による団体の名称  
出屋自治会
- 2 変更があった事項及びその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 中尾 政直  
          亀山市下庄町803番地2  
変更後 新開 輝夫  
          亀山市下庄町655番地4
- 3 変更の年月日  
平成30年4月1日
- 4 変更の理由  
任期満了による